

令和7年度 第1回福知山市総合教育会議 次第

日 時 令和7年11月20日（木）
午前10時～午前11時30分
場 所 市民交流プラザふくちやま
3階 視聴覚室

- 1 開会
開会あいさつ 福知山市長 大橋 一夫

- 2 協議事項
意見交換テーマ
「放課後児童クラブの運営について」

- 3 連絡事項
(1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行について

(2) 次期福知山市教育大綱の策定について

- 4 閉会
閉会あいさつ 福知山市教育委員会教育長 廣田 康男

令和7年度 第1回 福知山市総合教育会議



意見交換テーマ

「放課後児童クラブの運営について」

1 放課後児童クラブの概要

【放課後児童クラブとは】

(1) 小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後や長期休業期間に小学校の空き教室や専用クラブ棟等を利用して**適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成と保護者の就労支援**を担っています。

【放課後児童クラブの主な役割】

遊びや生活を通して、「**心身の健やかな発達**」「**基本的な生活習慣の形成**」「**社会性や自主性の育成**」を図ります。

(2) 子どもたちは、平日の放課後、土曜日、長期休業期間で、年間約1,800時間と小学校よりも長い時間を過ごす児童もいるため、生活と遊びを通じて子ども達の育ちが保障できるよう安心・安全な児童クラブの運営に努めています。

2 国の動き等

【放課後児童クラブ運営指針の改正】

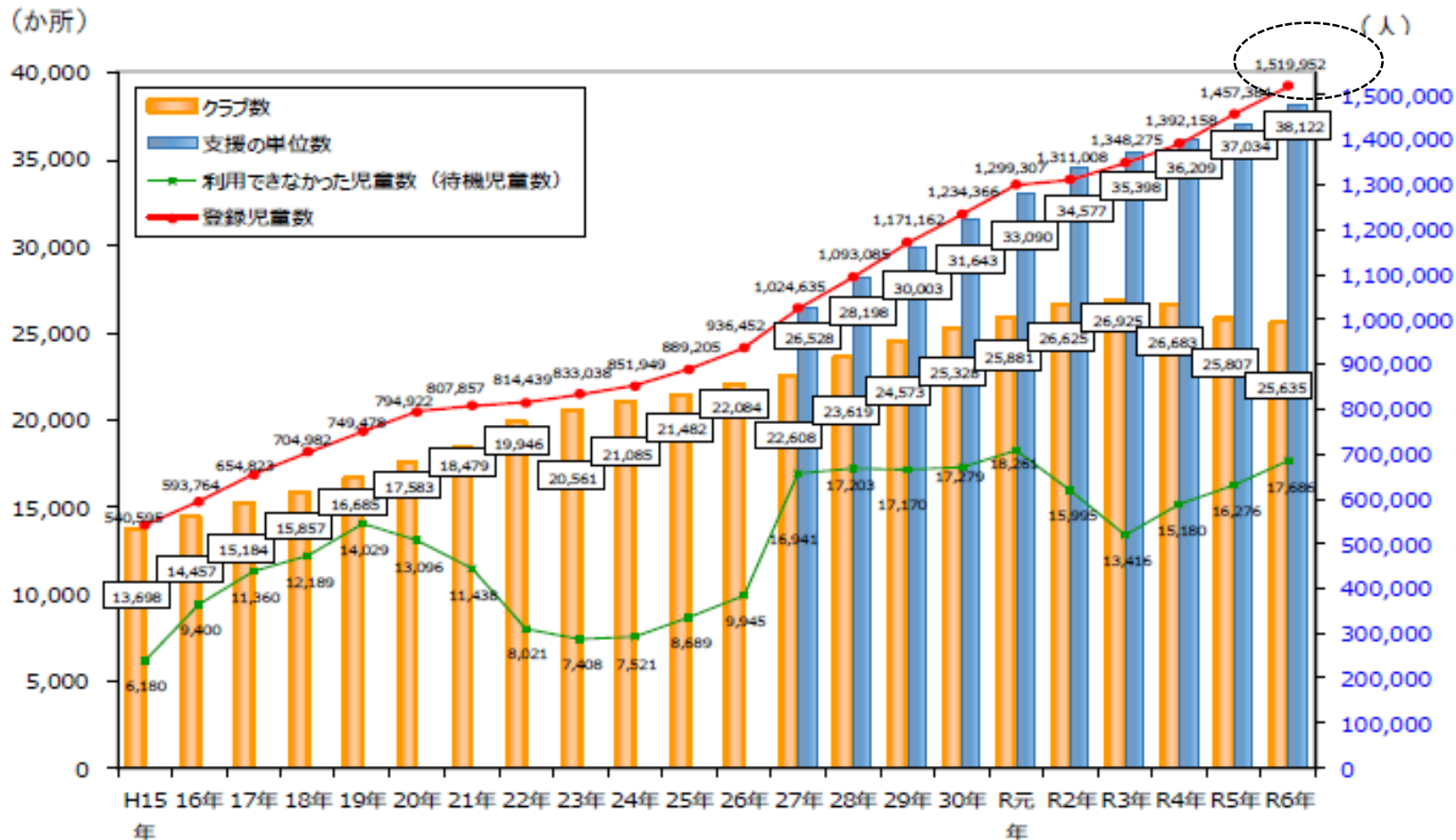
(1) こどもを取り巻く状況の変化を踏まえ、より質の高い支援を行うために放課後児童クラブ運営指針に基づき児童クラブは運営しています。

(2) 2015年（平成27年）、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、「**放課後児童クラブ運営指針**」が公布されました。その後も運営指針の改正が重ねられ、2019年（令和元年）には、**こどもの権利**や**社会性の育成**、**安全管理の強化**が図られ、2021年（令和3年）には**感染症対策**が加えられました。

(3) 今回、2025年（令和7年）の改正では、「こどもの居場所づくりに関する指針」の理念を反映し、**こどもの権利保障**や**主体性の明確化**、**多様性への対応・インクルーシブ支援**や**環境整備**などが盛り込まれ運営しているところです。

3 全国の放課後児童クラブの状況

[クラブ数、支援の単位数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) こども家庭庁調査
 ※本調査は平成10年より実施

- ◆全国的に放課後児童クラブの登録児童数及び教室数（支援単位）は年々増加傾向にあります。
- ◆令和6年の登録児童数は、対前年62,568人増の**1,519,952人**と過去最多。
- ◆クラブ数は、対前年172か所減の**25,635**か所、教室数は、対前年1,088か所増の**38,122**教室となっています。
- ◆利用できなかった児童数（待機児童数）は、対前年1,410人増加し、**17,686人**となっている状況です。

3-1 全国の放課後児童クラブの状況

【支援員の状況】

◆令和6年度時点で、全国の放課後児童健全育成事業における**職員数は200,787人**、そのうち**放課後児童支援員（認定資格研修受講者）数は112,327人**と前年に比べ増加傾向にあります。

◆配置基準としては、法律・省令上「**各教室（支援単位）毎に2人以上の放課後児童支援員を配置**しなければならないと規定されています。ただし、その内の1人は「補助員」に代えることができる旨が規定されており、「支援員1名+補助員1名」の配置も多く見られます。

放課後児童クラブ雇用形態別児童支援員等の人数

	令和5年		令和6年		増減
	職員数	割合	職員数	割合	
放課後児童支援員	107,748人	56.1%	112,327人	55.9%	4,579人
常勤職員	53,440人	27.8%	54,746人	27.3%	1,306人
常勤職員以外	54,308人	28.3%	57,581人	28.7%	3,273人
補助員	80,974人	42.1%	83,345人	41.5%	2,371人
常勤職員	10,160人	5.3%	9,659人	4.8%	▲501人
常勤職員以外	70,814人	36.9%	73,686人	36.7%	2,872人
周辺業務を行う職員	3,422人	1.8%	5,115人	2.5%	1,693人
常勤職員	639人	0.3%	1,035人	0.5%	396人
常勤職員以外	2,783人	1.4%	4,080人	2.0%	1,297人
常勤職員 計	64,239人	33.4%	65,440人	32.6%	1,201人
常勤職員以外 計	127,905人	66.6%	135,347人	67.4%	7,442人
合計	192,144人	100.0%	200,787人	100.0%	8,643人

【使用料の状況】

◆利用者負担は、**月額で「4,000円～6,000円未満」**の段階が最も多く、次いで「6,000円～8,000円未満」の段階となっています。

◆利用者負担「なし」のクラブも一定数ある状況です。

放課後児童クラブにおける月額使用料

全国児童クラブ 使用料月額	令和5年		令和6年	
	自治体数	割合	自治体数	割合
2,000円未満	357	1.5%	305	1.2%
2,000円～4,000円未満	4,014	16.4%	4,139	16.8%
4,000円～6,000円未満	6,982	28.5%	6,956	28.3%
6,000円～8,000円未満	5,105	20.8%	4,863	19.8%
8,000円～10,000円未満	4,046	16.5%	4,127	16.8%
10,000円～20,000円未満	3,713	15.1%	3,834	15.6%
20,000円以上	306	1.2%	357	1.5%
合計	24,523	100.0%	24,581	100.0%

4 本市の放課後児童クラブの現状

【現状】・・・

- (1) 近年、本市放課後児童クラブの登録児童数も増加傾向にある中で、**配慮を必要とする児童の利用等**も増加しており、**支援員の確保、資の向上、均質かつ良好なサービス提供等**が求められている。
- (2) 児童クラブ**運営費全体に占める利用者負担の割合が低下**してきており、今後、「**持続的に安定した児童クラブを運営していく対策**」が求められている。

4-1 教室数（令和7年4月1日）					
	運営区分	定員	クラブ数	教室数	備考
公設	直営	1,040人	12クラブ	23教室	
	委託	40人	1クラブ	1教室	上豊富
	地元	80人	2クラブ	2教室	上川口・上六人部
	合計	1,160人	15クラブ	26教室	

4-2 開設日・開設時間

平日（放課後）	学校放課後	～	19時00分
土曜日・長期休業期間	7時45分	～	19時00分
令和6年度開所日数 （最小と最大）	239日	庵我	～ 285日

昭和
第1教室

4-3 雇用形態別支援員の人数（各年4月1日）

区分	勤務形態	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
		人数	人数	人数	内放課後児童支援員 （認定資格研修受講者）
	25時間給	19人	16人	15人	13人
月額給	20時間給	40人	41人	47人	30人
	スクサポ等兼務者	9人	9人	9人	2人
時間給	20時間未満	44人	52人	59人	9人
合計		112人	118人	130人	54人

4-4 使用料（利用者負担の額）

区 分	平 日（放課後）
金 額	毎月 3,500円

区 分	おやつ代（自己負担）
金 額	100円（1日あたり）

※平日放課後以外提供

区 分	4月春休み	7月夏休み	8月夏休み	12月冬休み	1月冬休み	3月春休み
金 額	3,500円	6,000円	12,000円	2,000円	2,000円	3,500円

4-5 減免・軽減制度

減免要件	減免区分
生活保護受給 市民税非課税世帯 市民税課税世帯のうち均等割のみ課税	全額免除
市民税課税世帯のうち所得割額77,100円未満の世帯	半額免除

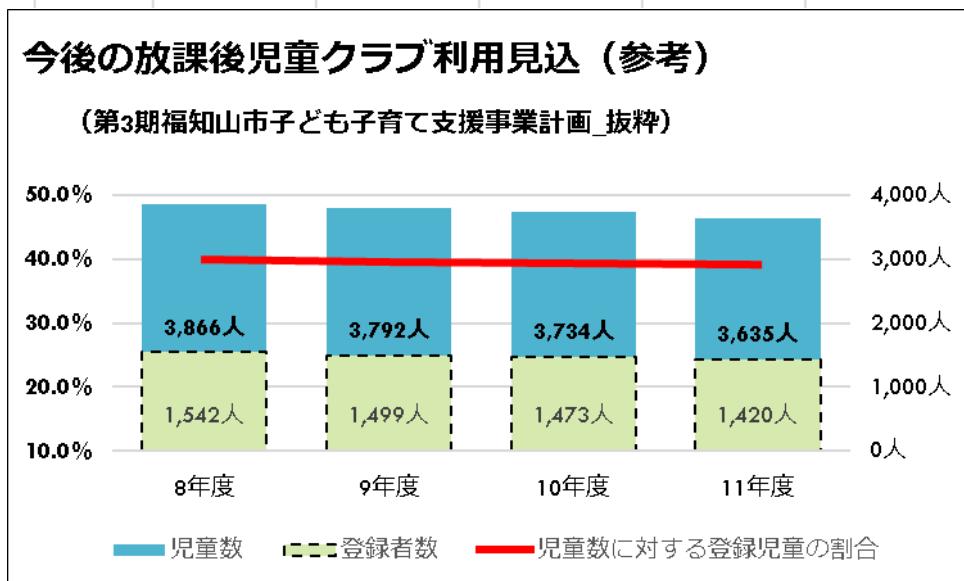
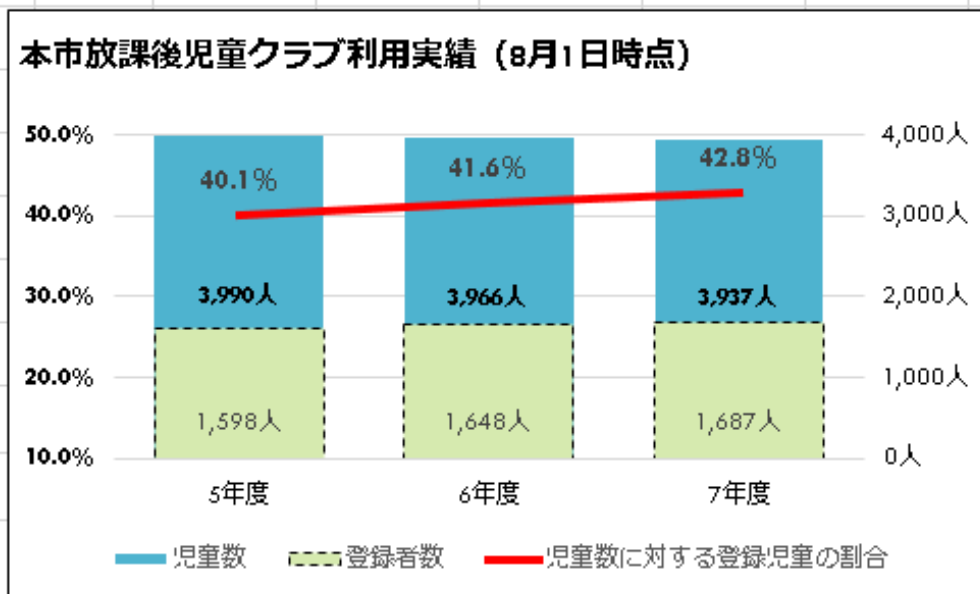
多子軽減制度について

きょうだいで児童クラブの利用がある場合、2人目は「半額」、3人目は「無料」とする

4-6 クラブ毎の登録・利用児童数の状況

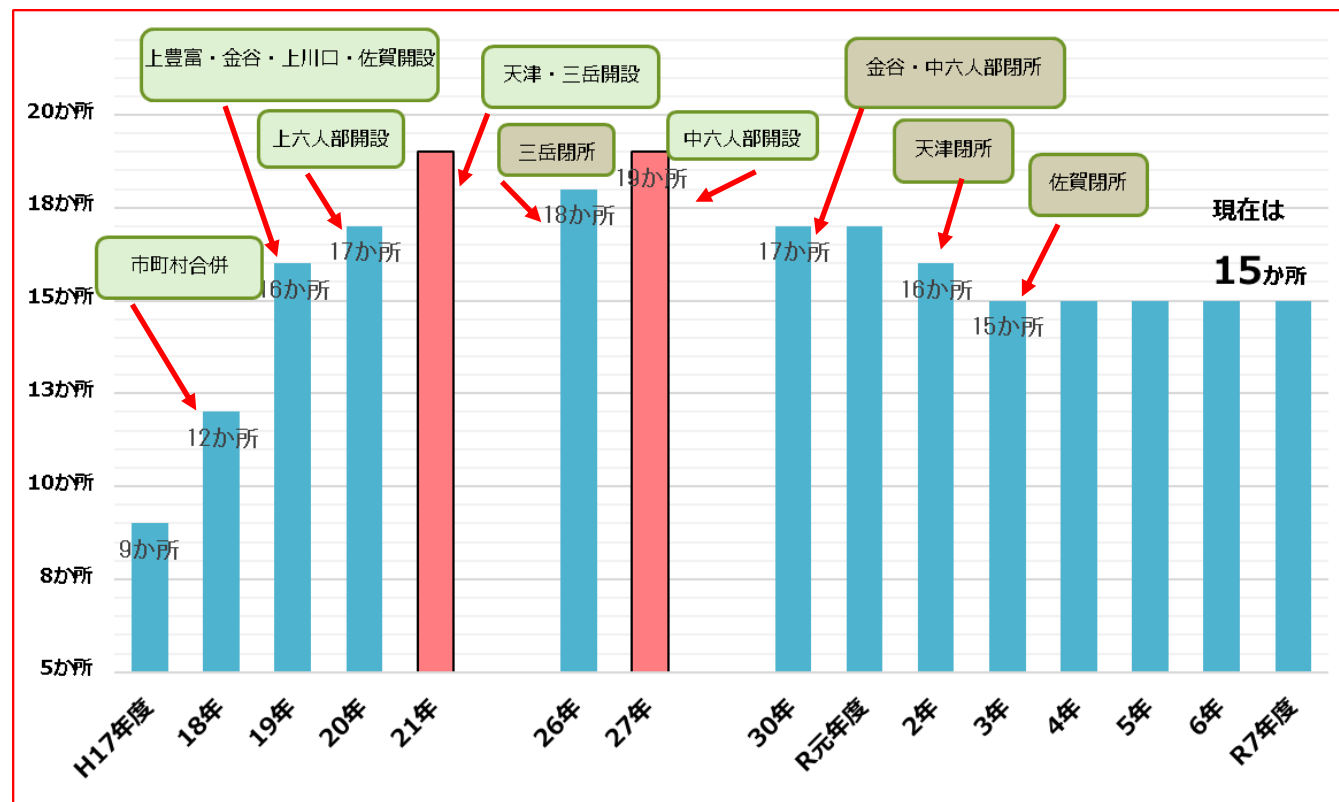
名称	実施施設	支援 単位	定員 (R7.4月)	令和5年度				令和6年度				令和7年度				R6-R5年増減比較				R7-R6年増減比較			
				登録者 (4/1)	利用者 (4月実績)	登録者 (8/1)	利用者 (8月実績)	登録者 (4/1)	利用者 (4月実績)	登録者 (8/1)	利用者 (8月実績)	登録者 (4/1)	利用者 (4月実績)	登録者 (8/1)	利用者 (8月実績)	登録者 (4/1)	利用者 (4月実績)	登録者 (8/1)	利用者 (8月実績)	登録者 (4/1)	利用者 (4月実績)	登録者 (8/1)	利用者 (8月実績)
惇明	小学校 空き教室	3	120人	186人	135人	207人	154人	194人	134人	203人	152人	186人	122人	197人	149人	8人	▲1人	▲4人	▲2人	▲8人	▲12人	▲6人	▲3人
昭和	クラブ専用棟及び小学校教室(小学校敷地内)	4	160人	196人	144人	226人	181人	273人	196人	273人	207人	263人	166人	273人	212人	77人	52人	47人	26人	▲10人	▲30人	0人	5人
大正	クラブ専用棟(小学校敷地内)	3	120人	150人	101人	160人	126人	138人	94人	144人	95人	146人	108人	160人	121人	▲12人	▲7人	▲16人	▲31人	8人	14人	16人	26人
雀部	小学校 空き教室	3	120人	158人	107人	181人	151人	174人	125人	187人	145人	176人	120人	197人	157人	16人	18人	6人	▲6人	2人	▲5人	10人	12人
庵我	クラブ専用棟(旧庵我幼稚園)	1	40人	32人	27人	36人	31人	30人	19人	33人	29人	30人	20人	36人	31人	▲2人	▲8人	▲3人	▲2人	0人	1人	3人	2人
修斉	クラブ専用棟(小学校敷地内)	2	80人	112人	81人	134人	92人	126人	86人	138人	103人	140人	86人	150人	115人	14人	5人	4人	11人	14人	0人	12人	12人
遷喬	クラブ専用棟(小学校敷地内)	3	120人	170人	120人	182人	146人	171人	124人	175人	145人	167人	114人	186人	141人	1人	4人	▲7人	▲1人	▲4人	▲10人	11人	▲4人
六人部	小学校 空き教室	2	80人	115人	83人	124人	94人	103人	66人	113人	86人	103人	76人	117人	87人	▲12人	▲17人	▲11人	▲8人	0人	10人	4人	1人
成仁	クラブ専用棟(小学校敷地内)	2	80人	115人	87人	128人	105人	113人	81人	129人	112人	136人	99人	140人	112人	▲2人	▲6人	1人	7人	23人	18人	11人	0人
三和	三和支所庁舎 専用室	1	40人	35人	30人	35人	30人	39人	30人	45人	42人	29人	25人	39人	33人	4人	0人	10人	12人	▲10人	▲5人	▲6人	▲9人
夜久野	額田児童館 専用室	1	40人	20人	17人	20人	17人	17人	13人	23人	21人	21人	12人	23人	18人	▲3人	▲4人	3人	4人	4人	▲1人	0人	▲3人
大江	クラブ専用棟(旧給食センター敷地)	1	40人	54人	41人	68人	44人	60人	48人	71人	58人	60人	45人	67人	58人	6人	7人	3人	14人	0人	▲3人	▲4人	0人
12か所		26室	1,040人	1,343人	973人	1,501人	1,171人	1,438人	1,016人	1,534人	1,195人	1,457人	993人	1,585人	1,234人	95人	43人	33人	24人	19人	▲23人	51人	39人
上豊富	小学校体育館内 会議室	1	40人	35人	24人	35人	27人	39人	33人	43人	32人	41人	27人	42人	37人	4人	9人	8人	5人	2人	▲6人	▲1人	5人
上六人部	上六人部会館 専用室	1	40人	17人	17人	19人	19人	20人	20人	20人	20人	16人	13人	13人	13人	3人	3人	1人	1人	▲4人	▲7人	▲7人	▲7人
上川口	小学校 空き教室	1	40人	43人	43人	43人	43人	51人	25人	51人	45人	30人	18人	47人	18人	8人	▲18人	8人	2人	▲21人	▲7人	▲4人	▲27人
3か所		3室	120人	95人	84人	97人	89人	110人	78人	114人	97人	87人	58人	102人	68人	15人	▲6人	17人	8人	▲23人	▲20人	▲12人	▲29人
15か所		29室	1,160人	1,438人	1,057人	1,598人	1,260人	1,548人	1,094人	1,648人	1,292人	1,544人	1,051人	1,687人	1,302人	110人	37人	50人	32人	▲4人	▲43人	39人	10人

4-7 本市放課後児童クラブ利用実績及び今後の見込



※児童数は各年5月1日の人数 (8年度以降は見込)

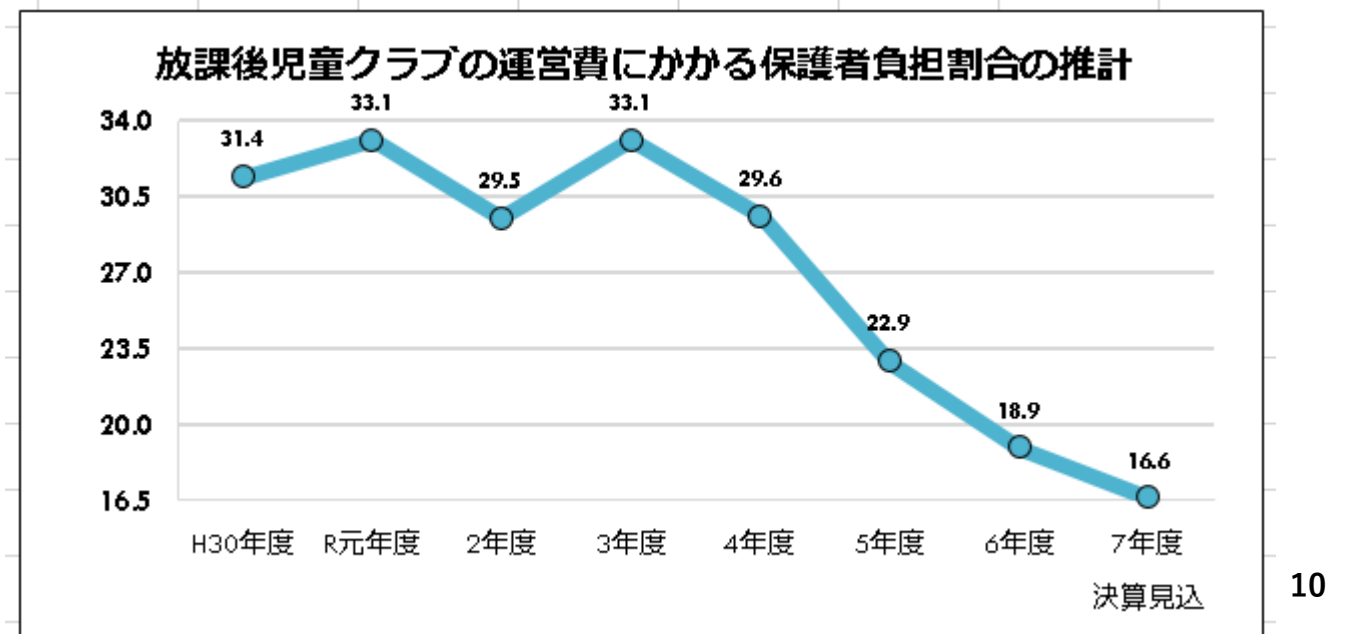
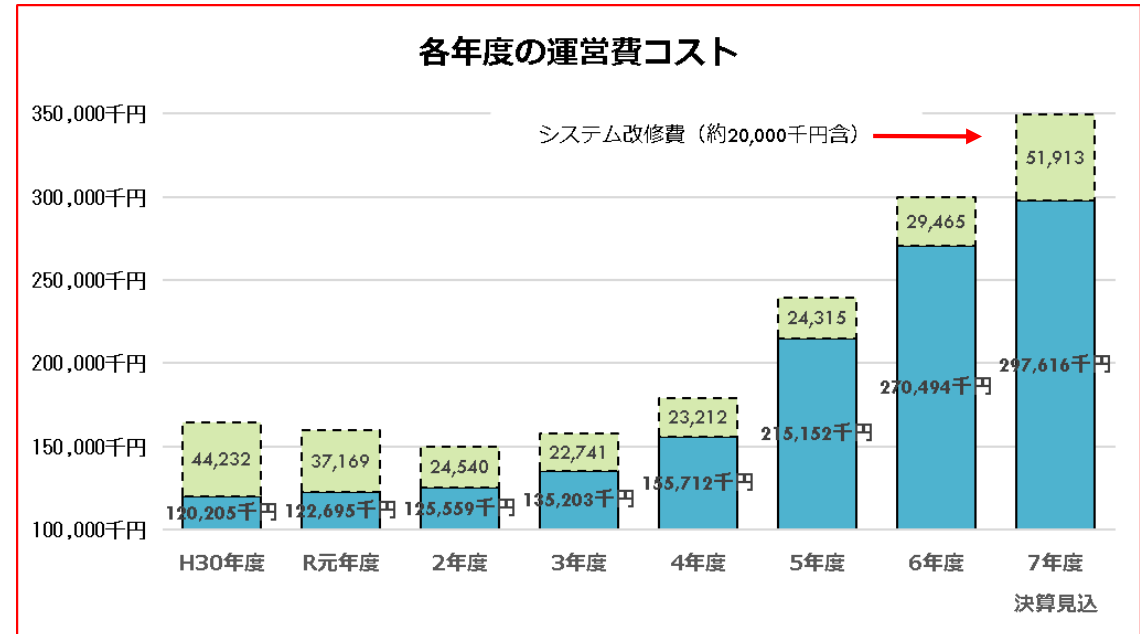
4-8 本市放課後児童クラブ数の推移



4-9 放課後児童クラブ運営事業にかかる費用の状況

【歳出額】	H30年度	割合	R1年度	割合	R2年度	割合	R3年度	割合	R4年度	割合	R5年度	割合	6年度	割合	7年度(実績見込み)	割合
人件費(直営12クラブ) ①	120,205千円	73.1%	122,695千円	76.7%	125,559千円	83.7%	135,203千円	85.6%	155,712千円	87.0%	215,152千円	89.8%	270,494千円	90.2%	297,616千円	85.1%
委託・補助(3クラブ分) ②	33,410千円	20.3%	28,155千円	17.6%	15,365千円	10.2%	13,325千円	8.4%	13,866千円	7.7%	15,468千円	6.5%	18,640千円	6.2%	22,093千円	6.3%
施設維持管理費等 ③	10,822千円	6.6%	9,014千円	5.6%	9,175千円	6.1%	9,416千円	6.0%	9,346千円	5.2%	8,847千円	3.7%	10,825千円	3.6%	29,820千円	8.5%
合計(①+②+③)	164,437千円	100%	159,864千円	100%	150,099千円	100%	157,944千円	100%	178,924千円	100%	239,467千円	100%	299,959千円	100%	349,529千円	100%

【歳入額】	H30年度	割合	R1年度	割合	R2年度	割合	R3年度	割合	R4年度	割合	R5年度	割合	6年度	割合	7年度(実績見込み)	割合
利用者(使用料負担) ④	51,567千円	31.4%	52,910千円	33.1%	44,342千円	29.5%	52,307千円	33.1%	53,030千円	29.6%	54,962千円	22.9%	56,937千円	18.9%	58,249千円	16.6%
国・府補助金 ⑤	62,390千円	37.9%	56,872千円	35.6%	65,337千円	43.5%	62,332千円	39.4%	68,546千円	38.3%	80,587千円	33.6%	87,258千円	29.0%	105,980千円	30.3%
市(一般財源) ⑥	50,430千円	30.7%	50,035千円	31.3%	40,420千円	27.0%	43,305千円	27.5%	57,348千円	32.1%	103,918千円	43.5%	155,764千円	52.1%	185,300千円	53.1%
合計(④+⑤+⑥)	164,387千円	100.0%	159,817千円	100.0%	150,099千円	100%	157,944千円	100.0%	178,924千円	100.0%	239,467千円	100.0%	299,959千円	100.0%	349,529千円	100.0%



5 本市の放課後児童クラブの課題

【主な課題】


- (1) 支援員の**人材確保**
- (2) **支援員の高齢化**に伴う新たな**支援員の育成**や**知識・技術の継承**
- (3) クラブ間での児童に対する**見守り支援体制**や**指導力の均質化**
- (4) 児童クラブでの**遊びの充実**（遊び道具・絵本の更新、長期休みの過ごし方（特に夏休み））
- (5) 見守り支援の**質の向上**、**柔軟で多様なサービス提供**（預かり時間の延長・配慮を要する児童への対応・配食サービスの実施など）
- (6) 施設や施設備品など老朽に伴う**周辺環境の整備**
- (7) **財政負担の増大**
- (8) **民間委託の可能性**について、**調査実施の検討**

6 課題解決にあたって実施している主な取組

- (1) 子どもの健やかな育成環境の確保を最優先に、質の高い児童クラブ運営の維持に向け、支援員への研修会を継続実施している。
- (2) 安定的な運営体制の構築に向けて、支援員の確保や施設整備など、継続的な改善を図っている。
- (3) 持続可能な運営体制の検討として、保護者負担の公平性と運営財源の安定化を検討している。

※令和7年9月市議会で使用料の改正についての提案を行い、議会での承認・可決され、令和8年4月より実施予定である。

区 分	平日（放課後）	
金 額	毎月	3,500円

改正後 

平日（放課後）	
毎月	4,500円

※R8年4月分から適用

7 今後、将来的に目指す姿（取組み）

（1）質の維持・向上

- ◆**支援員の専門性**（研修会の充実、認定支援員資格の取得支援）及び更なる質の維持・向上
- ◆**配慮を要する児童等**への多様なニーズへの対応強化
- ◆**保護者・関係機関との連携体制**の強化

（2）持続可能な運営体制の見直し

- ◆**支援員の安定確保**に向けた処遇改善等の検討
- ◆財政的な**持続性を見据えた負担のあり方**や**運営経費の効率化**（人員配置・給与体系など）

（3）多様な運営形態・体制の検討

- ◆**民間等の力（ノウハウ）を活かした多様なサービス提供**（民間委託・ICT・配食サービス・延長保育など）

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進めるための**環境整備**

- 働き方改革を進めるための制度改正
- 働き方改革に係る指針の改定や計画^{※1}のひな形の作成、自治体への伴走支援
- 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会



- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- 部活動の**地域展開**等の推進

学校



- **業務の精選・見直し**
 - 学校における**業務分担**の見直し
 - **標準を大きく上回る授業時数**の見直し
 - **校務DX**の加速化 など
- **学校運営全体の中で取り組み**
 - **学校評価**を活用
 - **学校運営協議会**の仕組みを活用



地域・保護者

- **学校との連携・協働**
 - **学校運営協議会**^{※2}などを通じた学校運営への参画
- **自治体全体で取り組む**
 - **総合教育会議**^{※3}を通じた連携・協働



首長部局

学校の指導・運営体制の充実

- 1 教職員の定数を改善します
- 2 支援スタッフを充実します
- 3 若手教師のサポート体制を整えます
- 4 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の処遇改善

- 1 約50年ぶりの**給与改善**
- 2 **職務や業務負担に応じた処遇改善**(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。

※2 保護者や地域住民が学校運営とそための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)

※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

教師の健康・福祉の確保に向けて

今般の法改正等を踏まえ、教育委員会は、教師の服務監督権者として

☑ 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定、公表、実行

☑ 地域の理解を得るための周知・広報

☑ 「計画」の総合教育会議への報告

☑ 首長部局との連携

☑ 個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング

☑ 学校への支援



といった取組を進めていただく必要があります

※都道府県教委については、市町村教委への指導・助言

そのために国も全力で取り組みます



教職員定数の改善や
支援スタッフの充実

学校の様々な業務を担う
マンパワーを確保します

「計画」の
ひな型の作成

教育委員会で作成いただく、働き方改革の
計画について、参考となるひな型をお示します



個々の自治体への
伴走支援

教育委員会での計画の策定や実施、振り返り
などに共に取り組みます



首長部局や地域・
保護者などへの広報

学校の業務の見直しを進めるため
様々な関係者の理解と協力をよびかけます



教師のサービスを監督する教育委員会には、
教師の健康を守る「安全配慮義務」があります



各学校における教職員の勤務時間管理及び健康管理、
業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の徹底が必要です



各学校の在校等時間等の現状を把握した上で、時間外在校等
時間が特に長時間となっている教師が在籍する特定の学校への
ヒアリングの実施等の個別のアプローチも重要です

安全配慮義務 に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事
させる業務を定めてこれを管理するに
際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的
負荷等が過度に蓄積して労働者の心身
の健康を損なうことがないように注意
する義務を負うと解するのが相当であり、
使用者に代わって労働者に対し業務上
の指揮監督を行う権限を有する者は、
使用者の上記注意義務の内容に従って
その権限を行使すべきものである。
(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、
教師が教師でなくてはできないことに集中する
ことができる環境を整備していきましょう



文部科学省HP「全国の学校に
おける働き方改革事例集」



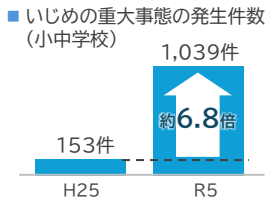
皆さんの地域の子供たちに より良い教育を実現するため、 ともに学校教育を支えていただけませんか

1

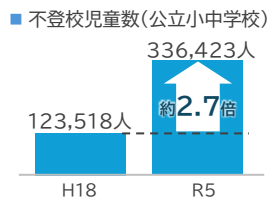
教師を取り巻く環境

学校が対応する 課題の多様化・複雑化

いじめ重大事態



不登校



外国人児童生徒

特別支援教育

など

児童虐待

子供の貧困

教師の厳しい勤務実態

- 平均時間外在校等時間は
地方公務員の一般行政職の約3倍
(R4:月約47時間)



臨時講師等が確保できない「教師不足」

教員採用選考試験の倍率は過去最低

- 令和6年に小学校で2.2倍
- 教師に質の高い人材を集めることが難しくなる可能性



▶ 教師が子供たちに向き合う時間を確保することが必要

2

文部科学省・教育委員会・学校の取組

そのため、給特法改正や予算の確保を通じ、改革を進めています

学校における 働き方改革の 更なる加速化

- 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表の義務付け等を通じた取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築
 - 学校・教師が担う業務の適正化の徹底や校務DXの加速化、部活動の地域展開等の推進
- など

学校の 指導・運営体制の 充実

- 授業の質の向上と働き方改革のための教職員定数の改善
 - 支援スタッフの配置充実による次世代型「チーム学校」の実現
- など

教師の 処遇改善

- 専門職にふさわしい処遇として、教職調整額の引上げ
(4%から10%まで段階的に引き上げ)
- など



3

さらに自治体として取り組んでいただきたいこと

総合教育会議を活用した
教育委員会との連携

自治会や地元企業・団体等への
協力要請

学校用務員や支援スタッフの
予算化の推進

学校プールをはじめとする、
学校関係施設の管理の外部化
のための条件整備

教育委員会のみならず、自治体全体で
地域の子供たちを育てていきましょう



教師の健康・福祉の確保に向けて

今般の法改正等を踏まえ、各学校においては

- ✓ 学校における業務分担の見直し、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化など、学校における働き方改革の更なる徹底による教育職員の**時間外在校等時間の縮減**
- ✓ 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講ずる際、**改善のために業務が際限なく積みあがらないようにすること**
- ✓ 学校運営の「**基本的な方針**」に働き方改革推進に関する内容を含めることでコミュニティ・スクールなどを活用しつつ、**地域や保護者と連携しながら取組を推進**



といった取組を進めていきましょう！

✓ 取組モデル1 日課表の見直し

✓ 取組モデル2 地域・保護者への見える化

校長先生 **朝活動・昼休み・清掃を短縮したり、清掃を朝活動の時間に行う**などの見直しを行いました。その際、**保護者へしっかりと意図を説明**しました。

校長先生 **学校だより**に勤務状況を掲載しました。時間外在校等時間の多い月には、その**要因となった業務**(学校行事とテストの作成・採点が重なったことなど)についても掲載し、**背景を知ってもらう**ようにしています。

先生 清掃を毎日行わなくても、さほど問題が生じないことがわかりました。また、**子供の下校時刻が早くなり、放課後の業務にゆとり**ができました。

保護者 先生方がかなり忙しい生活を送っていることがわかりました。**協力できることがあれば言ってください。**

保護者 朝読書がなくなることへの**不安**や、校内が汚くなるのではないかと**懸念**もありましたが、**丁寧に説明してもらえたことで安心**できました。

先生 自分と他の教師の時間外在校等時間を比較することができ、**自身の働き方を見直すきっかけ**になりました。



校長等の管理職は、教師の健康を守る「**安全配慮義務**」があります

安全配慮義務に関する裁判例

使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、**業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負う**と解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。

(最二小判平成12年3月24日民集第54巻3号1155頁)



教職員の勤務時間管理を適切に行った上で、学校における**業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備**を行い、健康管理に取り組む必要があります。その際、**時間外在校等時間**が特に長時間となっている教師については、**現状の把握と、具体的な手立てを最優先で講じる**ことが重要です



国や教育委員会では、**教職員定数の改善**や**支援スタッフの充実**などの環境整備を進めてきています。

学校においても、**教師の健康・福祉を確保**するとともに、**教師が教師でなくてはできないことに集中**することができる**チーム学校の4実現**に取り組んでいきましょう



文部科学省HP「全国の学校における働き方改革事例集」



学校へのご理解・ご協力

いつもありがとうございます



子供たちへのより良い教育のために

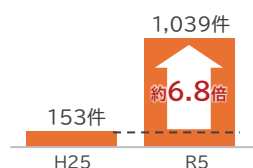
さらなる**学校へのご協力**をお願いします

1

教師を取り巻く環境

いじめなどの課題が増加

■いじめの重大事態の発生件数(小中学校)



子供のスマートフォン、テレビゲームの使用時間が増加

	R3	R6	
小学校	2時間8分	2時間48分	40分増
中学校	3時間2分	3時間44分	42分増

※平日1日あたりの平均
※スマートフォン、テレビゲームの使用時間の合計

厳しい勤務実態



■平均時間外在校等時間は地方公務員の一般行政職の約3倍(R4:月約47時間)

臨時講師等が確保できない

「教師不足」

採用選考試験の倍率は

過去最低 (令和6年に小学校で2.2倍)



▶ 教師が子供にもっと向き合えるようにする必要があります！

2

文部科学省・教育委員会・学校の取組

■働き方改革を進めるための**仕組み作り**

■教職員定数の改善
■支援スタッフの充実

■教職調整額の引上げ

更に取組を進めていくためには、これらの取組に加え、**地域や保護者の皆様のご協力**が不可欠です！

3

ご協力いただきたいこと

- ✓ コミュニティ・スクールなどを通じ、**学校運営に参画**いただく
- ✓ 学校以外が担うべき業務の**役割分担の見直しへのご協力** (登下校の見守り、学校ボランティアへの応募 など)
- ✓ **学校行事や業務の見直しへのご理解**



※ 教職員とのより良い関係づくりにご配慮ください

⚠ 適切な表現・音量

怒鳴るなどの行動はお控えください

⚠ 過度な要求

学校ができないこともあることをご理解ください

⚠ 適切な時間内の御相談

ご相談は定時内に過度に長時間の御相談はお控えください

⚠ SNSでの拡散

先生や子供を傷つけるSNS投稿はお控えください

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、4.5時間以内
 - ・ 1年間の時間外在校等時間について、3.60時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・ 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつしむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- サービス監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が4.5時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
 - ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることを目指す
 - ✓ 1年間時間外在校等時間 → 3.60時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. サービス監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ サービス監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導體制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

福知山市教育大綱

2022（令和4）年度～2026（令和8）年度

2022（令和4）年3月

福知山市

目 次

1 はじめに

- (1) 教育大綱策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 大綱の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 基本理念

- (1) 「教育のまち」の誕生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 本市の教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3 基本方針

《基本方針1》お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち

- (1) 人権教育の推進・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

《基本方針2》いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち

- (1) 学校教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 高等教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

《基本方針3》その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち

- (1) 文化活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) スポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

1 はじめに

(1) 教育大綱策定の背景・趣旨

教育大綱は、2015（平成27）年度に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て市長が策定するもので、教育行政の基本となる方針を位置づけるものです。

現在の本市教育大綱は、2016（平成28）年5月に本市の総合的な市政運営の計画である「未来創造 福知山」より、教育に関わる施策を基に策定しておりますが、2021（令和3）年度末で計画期間の終期を迎えることから、改めて本市教育の基本理念・基本方針を整理し、新たな教育大綱を定めるものです。

この大綱のもと、市長部局と教育委員会が相互に連携し、家庭や地域など教育に関わる全ての方々と協力して、質の高い教育の実現に努めてまいります。

(2) 計画期間

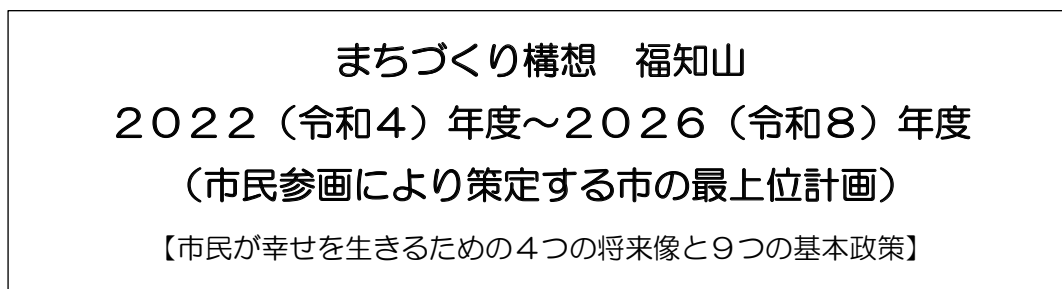
本大綱の計画期間は、「まちづくり構想 福知山」の計画期間と合わせ、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

(3) 大綱の位置づけ

本市は、自治推進の最高規範である「福知山市自治基本条例」に基づき、まちづくりの指針となる「まちづくり構想 福知山」を策定しました。

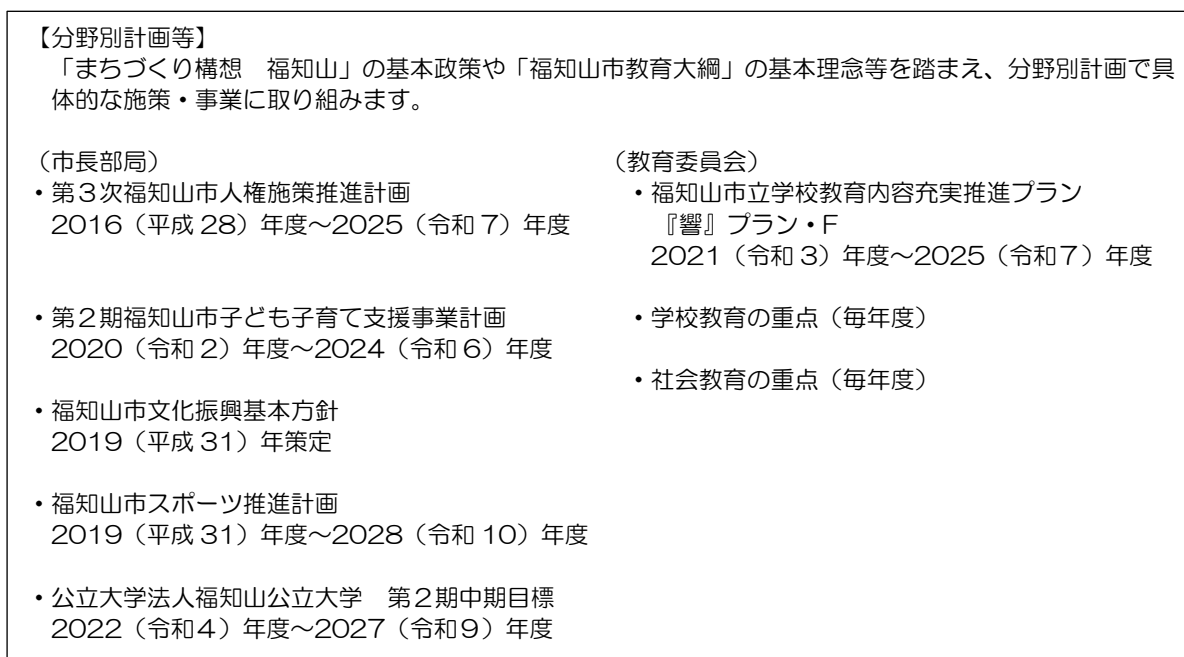
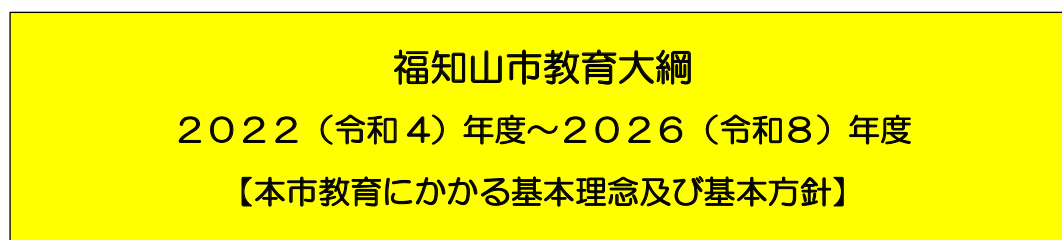
本大綱は、「まちづくり構想 福知山」を基に、教育行政を推進する上での基本理念や基本方針を定めるもので、教育に関する各分野の個別計画で掲げる施策推進の基本となるものです。

【福知山市教育大綱の体系図】



9つの基本政策のうち、特に教育に関連する次の3つの基本政策を教育大綱の基本方針に位置づけています。

- お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち
- いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち
- その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち



2 基本理念

【基本理念】

教育によって学んだことを、自分の幸せや夢の実現のため（自己実現）に生かすとともに、人のため（他者貢献）に、社会のため（社会貢献）に生かそうとする志をもった市民が育つまち

（1）「教育のまち」の誕生

「教育のまち福知山」という言葉は、昭和50年代のはじめ、本市教育委員会が展開した「こだま教育運動」の中で生まれました。この運動は、家庭と地域社会がそれぞれの役割や責任を自覚し、互いに高まり合おうとする心がこだまし合って、教育を尊ぶ気風のあるまちの創出をめざすもので、まさに共に響き合いながら子どもたちを育てていこうという運動「響育（共育）運動」といえるものでした。

今もこの精神は脈々と受け継がれ、その想いは基本理念・教育目標の中に込められています。

（2）本市の教育目標

福知山市自治基本条例前文において、市民が「ふるさと福知山を誇りに思い『幸せを生きる』」ことを掲げています。この精神に基づき、教育の基本理念の具現化に向け、教育の各分野において、知性を磨き、徳性を高め、健全で自立した人格をはぐくみ、併せて人々の幸福と社会の発展に寄与する行動力を兼ね備えた、新しい時代を切り拓く人材を育成します。

【教育目標】

自分のために 人のために 社会のために
共に幸せを生きる人材の育成

3 基本方針

「まちづくり構想 福知山」で掲げる9つの基本政策のうち、教育分野に特に関係の深い3つの政策を、本大綱の基本方針と位置づけ、本市がめざす「まちづくり」に向け「自分のために 人のために 社会のために 共に幸せを生きる」人材を育成します。

《基本方針1》

お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち

《基本方針2》

いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち

《基本方針3》

その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち

なお、分野別計画等で定める施策・事業の推進にあたり、以下の3点に留意して取組を進めます。

【施策・事業を推進する上での視点】

- ①ふるさと福知山を愛する「郷土愛」に包まれ、不易の価値である「人権尊重」を基盤として「時代の要請」に応える教育を推進します。
- ②社会経済情勢の変化や新たな教育課題等に柔軟に対応します。
- ③子どもから大人まで全ての市民が、生涯を通じて生きがいを持ち、豊かな人生を送れるよう、文化活動やスポーツ、地域活動など多様な生涯学習機会の充実をはかります。

《基本方針1》

お互いを尊重しながら、共に育み、共に育つまち

どんな場面においても個人の尊厳が守られ、子どもから大人まで誰もがお互いの生き方を尊重することを基本とした地域生活を確立します。

そのような、自分らしさが生かされ多様性を認め合う環境の下で、子どもたちの育ちを見つめ、共に支え合い、安心して出産・子育てできるまちづくりを進めます。

【関連する主な教育分野】

(1) 人権教育の推進・啓発

人間の存在や命の尊厳を侵すことなく、他者の存在を認めて生きるとともに、一人ひとりが、かけがえのない存在であることを認識し、あらゆる機会に、あらゆる方法で実施される人権施策を通して、人権という普遍的文化の創造と市民が一体となって「共に幸せを生きる」共生社会の実現に努めます。

主な取組

意識調査により、人権問題に関わる市民の意識の変化や動向を把握し、地域や社会の多様な組織と連携・協働により、就学前や学校、地域社会や企業・職場などあらゆる場面で人権教育・啓発に取り組みます。

人権をめぐる状況では、部落差別・女性・子ども・高齢者・障害のある人など、今なお様々な人権問題が課題となっている中、LGBTQ等の性的少数者が直面する困難さや新型コロナウイルス感染症による人権侵害など新たな人権課題が顕在化するなど、社会的に立場の弱い人々への影響が懸念されています。本市では、引き続き2015（平成27）年に国連総会で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）「誰ひとり取り残さない」の考え方にに基づき、福知山市自治基本条例の自治の4つの原則のひとつである「人権尊重」を

基盤として、多様性と包摂性のある社会の実現に向け、創意工夫して人権施策に取り組みます。

《基本方針2》

いつからでも何歳でも、自分らしく学びを深められるまち

誰もが、何歳になっても自らの成長を実感しながら暮らせるまちづくりを推進します。子どもたちには、成長する喜びを覚え、様々なことに挑戦する意欲が持てるよう、学びや体験の機会を充実させます。

また、地域独自の有形・無形の文化財や福知山公立大学の存在を生かしながら、人生を豊かにするために生涯を通じて学べる場づくりを進めます。

【関連する主な教育分野】

(1) 学校教育の推進

すべての子どもたちが互いの人権を尊重し、自らの可能性を自認し努力することで、変化の激しい社会の中で自立して生きていくとともに、主体的に社会と関わり、自らだけでなく他者にも貢献し、さらには社会を発展させていくために必要な資質や能力を、就学前の保育・教育からその発達段階に応じて適切に身に付けた子どもを育成します。

主な取組

就学前の保育・教育を充実させ、就学前から義務教育期間へと一貫・連携した教育（シームレス学園構想）や、発達段階に応じて特別な支援が必要な場合に、福祉・保健・教育・医療が連携し、就学前から就労に至るまで切れ目のない支援に取り組みます。また、変化の激しい時代に、自ら考え課題解決に繋げていく思考能力を育成するプログラミング教育、福知山公立大学と連携した最先端のICT活用教育の実現など新たな分野への取組、そして食育や防災教育

など一人ひとりの成長に寄り添い、健やかな身体をはぐくみ命を守る教育に取り組めます。

市内の6つの高校に加え、大学まで各年代の教育機関が充実している本市の特徴を生かし、子どもの育ちに合わせて多様な連携を図り、自己実現に向けての支援、郷土愛やキャリア意識の育成等、地域の将来を担う人材、世界へ羽ばたく人材など多様な人材育成に取り組めます。

(2) 高等教育の推進

福知山公立大学情報学部を中軸とする大学院の設置など教育研究体制を充実させ、小・中・高・大連携の更なる深化や市民への高度な情報教育機会の充実をはかります。また、福知山公立大学と本市を含む様々な団体と連携し、イノベーションや新たな価値を生み出す「福知山モデル」の具現化に向けて取組を推進します。

主な取組

企業、行政、市民団体等とともに課題解決を図る「地域協働型教育研究」により、地域に根差し世界を視野に活躍する人材育成に取り組めます。

また、福知山公立大学の附属機関である北近畿地域連携機構が核となり、企業の生産性向上やDX(デジタルトランスフォーメーション)支援、学校教育や防災分野などでの行政施策との連携や豊かな生涯学習機会の提供などにも取り組めます。

(3) 生涯学習の推進

市民が心豊かで充実した生活を送り、いつでも、だれでも、どこでも、多様な方法で生涯にわたって学び続けることができる学習活動や学びから得た成果を生かし実践する場や社会参画を支援します。さら

に、様々な関係団体と連携し現代的課題や地域課題の解決に取り組む人づくりや「共に幸せを生きる」地域社会の具現化を進めます。

主な取組

公民館や図書館を拠点として「学びの場」を提供し、「学び」を通して社会と繋がり、「学び」を自己実現や生きがいづくりに生かすとともに、住民の主体的な学習活動（防災・福祉・自治振興など）とも連携し、人づくり・地域づくりにつながるリーダーの育成に取り組みます。

また、人生100年時代を見据え、身近なICT機器の活用法を学ぶ市民講座など、その時々で必要とされる知識や情報を、生涯にわたり学び続けられる取組や福知山公立大学と連携し、シニア人材を主な対象に先端の情報技術に関するリカレント教育にも取り組みます。

《基本方針3》

その人なりの生きがいを持ち、健やかで活動的なまち

肉体的にも精神的にも健康的な生活をおくることができるように、プライベートな空間での活動的な環境づくりを推進します。生涯を通じた健康づくりはもとより、スポーツや文化芸術活動をはじめとした、自分らしい生きがいを持つ、生活の質に着目したまちづくりを進めます。

【関連する主な教育分野】

(1) 文化活動の推進

「知る」「見る」「感じる」に加え、「体験する」機会を充実させ、本市の多様な文化に付加価値を付けた活用を推進し、新たな魅力の創出や、地域の活性化を図り、地域の誇りや愛着をはぐくみます。

また、文化活動を通じて豊かな人間性や創造性をはぐくみ、仲間づくりや生きがいづくりなど心身の健康づくりに寄与することをめざします。

主な取組

本市は、福知山城をはじめ、大江の鬼伝説や大原の産屋等の文化財、丹波の漆かき・丹後二俣紙・由良川藍染等の伝統的な技術、各地に伝承される伝統行祭事など個性豊かで魅力的な文化に恵まれています。城や美術館、鬼や漆など各所で展開する歴史・文化を伝える施設事業に取り組むことで福知山の魅力を市内外に伝えるとともに、市展や合唱祭等市民が主役となり輝ける事業に取り組みます。

(2) スポーツ活動の推進

性別や年齢、障害の有無などを問わず、広く市民が関心を持ち、適性などに応じ、「する」「みる」「ささえる」「はじめる」などの関わりを通じたスポーツ活動を推進し、運動やスポーツを通じて健康づくりや生きがいづくりに寄与することをめざします。

主な取組

スポーツによる交流促進と地域力の向上に向け、関係団体とも連携し幼少期からの競技力向上など競技スポーツの推進に取り組みます。

また、全国有数の歴史と実績を誇る福知山マラソンや全国規模の大会誘致などに積極的に取り組むほか、誰もが生涯にわたってスポーツや運動に親しみを感じ、心身ともに健やかで豊かな生活を送ることができるよう、住民総参加型のスポーツイベント「チャレンジデー」など生涯スポーツの推進に取り組みます。